

えのもとだより

入所施設の種類と役割

在宅での介護が長引くと、家族も疲れがたまり、優しく接することができなくなってきます。寝たきりの方の介護だけではなく、認知症の為に、妄想や徘徊の毎日で家族が振り回され、心身共に疲れはて、在宅での生活が困難になります

だからといって、すぐに施設に入れるわけではありません！！
その方の介護度や状態などによって、入所できる施設が異なります。

◎介護保険で利用できる施設

1 特別養護老人ホーム（特 養）

終身入所することができる施設ですが、要介護度の重い人が優先です。待機者も多く、ほとんどの場合、申し込んでから3～4年待ちになります。

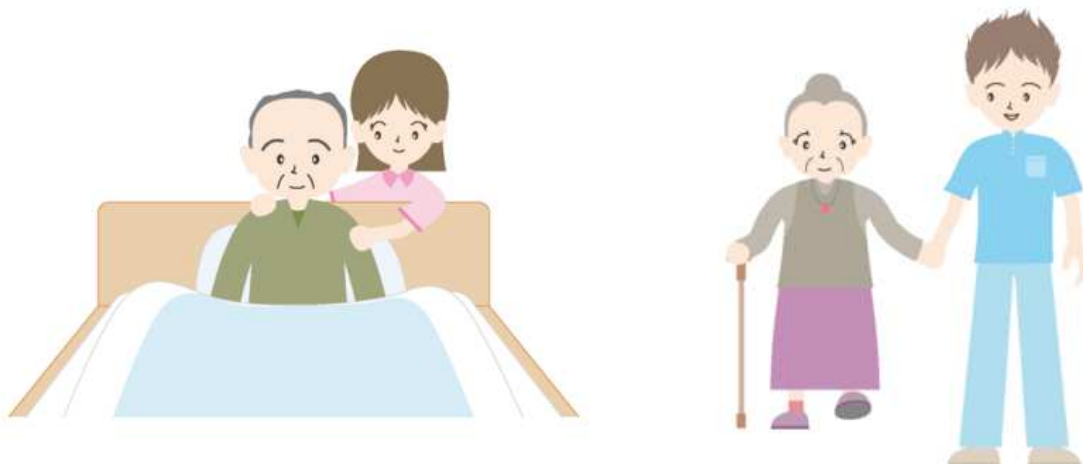


2 介護老人保健施設（老 健）

リハビリを受けて、在宅復帰することを前提とした施設なので、入所期間が限られていて、一定期間（3ヶ月又は6ヶ月）ごとに自宅へ帰れるかどうかの評価が行われます。

3 介護療養型医療施設（療養型）

病状は安定しているが、医学的管理（頻繁な痰の吸引など）が必要な方で、長期にわたる療養を行う為の施設。



◎それ以外の施設

1 養護老人ホーム

65歳以上で、環境上の理由（虐待など）や経済的な理由から自宅での生活が困難な方が対象の施設です。
各市町村が審査して、福祉事務所が窓口となり、必要と認められた人を優先的に入所させています。

2 有料老人ホーム

介護付・住宅型・健康型の3種類に分類されます。
介護付とは、24時間介護スタッフが常駐しています。
住宅型とは、施設のスタッフが介護サービスの提供をすることは原則ありません。
健康型とは、介護不要の自立生活者だけを入居対象としています。
（介護が必要となった場合には、退去することになります。）



3 軽費老人ホーム（ケアハウスなど）

60歳以上の自立している人が対象ですが、一人で生活するには不安がある為、食事・入浴・緊急時対応が受けられます。

4 グループホーム

比較的安定状態にある、認知症（診断が必要）の高齢者が、少人数（5～9人）で、介護スタッフとともに共同生活をする施設です。

詳しいご説明や、介護保険に関するご相談は、
榎本医院介護支援室（ケアマネ）まで、
お気軽にご相談下さい。



電話番号 0745-67-0908

長かった夏も終わり、ようやく涼しくなってきました。
食欲・芸術・スポーツの秋などと言われるように、気候もよく心地よい時期です。
これからの季節を満喫するには、やはり心身共に健康であることが必須ですね！
国民医療費の約3分の1、そして死亡原因の約6割を生活習慣病が占めています。
しかし、生活習慣病といわれる高血圧症や糖尿病、脂質異常症などは、ほとんど自覚症状がありません。知らない間に進行し、脳卒中や心筋梗塞を引き起こします。
発症してから気づくのでは遅すぎるのです。
ぜひとも、1年に1度は、体と生活習慣の点検を心がけましょう。 看護部 R.N